

協同農業普及事業の現状

主席研究員 内田多喜生

1 はじめに

本稿は、都道府県の専門職員が農業技術経営に関して農業者に行う公的な指導事業、「協同農業普及事業」（以下「普及事業」）の現状について、近年の見直しの議論等を含め概観し、JA営農指導事業への影響等を検討する。

2 普及事業の動向——続く体制縮小——

まず、普及事業の動向を、計数面からみていく。全国の普及職員数とその活動拠点となる普及指導センター数の推移をみたものが第1図である。同図にみられるように、普及職員数、普及指導センター数ともに、長期にわたり減少傾向にある。

国・都道府県を合わせた普及事業費（農業）も、2005年度の713億円から10年度は586億円にまで縮小している（第2図）。この背景には、農業者等の要請による普及事業の高度化に伴う再編に加え、地方の財政悪化や小泉政権時代の三位一体改革による税源移譲の影響もあるとみられる。

第1図 普及職員設置（農業）・普及指導センター数推移



資料 農林水産省「協同農業普及事業をめぐる情勢」
 (注) 10、11年度は年度当初、それ以外は年度末の数字。

小泉政権時代の三位一体改革により、国の普及事業交付金の約8割(167億円)が06年度より都道府県に税源移譲(一般財源化)された。この税源移譲により、普及事業費の国と地方の内訳は大きく変化し、それまで国が全体の3割を占めていたものが1割弱にまで低下、逆に都道府県の負担が増したのである。

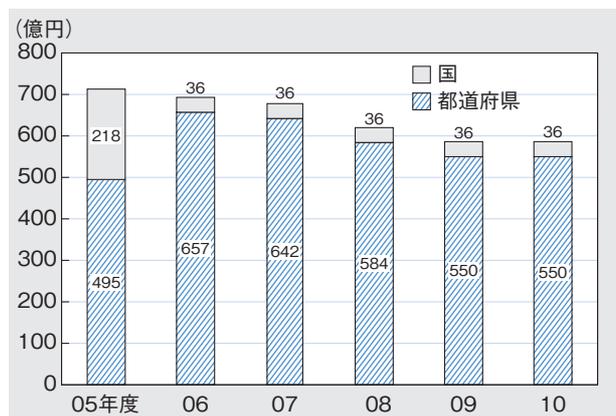
そのため財政が厳しい地方で普及事業費を削減する動きが続いたことから、国の交付金は10年度までほぼ横ばいで推移したものの、普及事業費全体でみると、減少が続く結果になったとみられる。

3 普及事業の見直し——先進農家へ重点化——

普及事業が縮小するなか、さらに10年の事業仕分けでは、同事業への国の支出について「来年度の予算計上を見送り、抜本的に見直すこと」とされた。その後の大臣折衝において予算計上は認められたものの、「普及事業のあり方について検討をした上で抜本的見直し」を行うことが条件とされたのである。

これを受け農林水産省では「普及事業のあり方検討会」を設置し検討を行い、その結果

第2図 普及事業費（農業）の推移



資料 農林水産省「普及事業をめぐる現状と課題」

は11年8月の「普及事業の新たな展開について(普及事業の見直し結果)」にとりまとめられた。

ここでは、普及事業の課題と対応方向として、国の支出改革に加え、三つの取組みを強化することを掲げた。一つめは、先進的な農業者への相談・支援体制の強化、二つめは、普及・研究・教育・行政の連携強化、三つめは普及事業の機能強化である。

具体的な取組みとしては、一つめの先進的な農業者への対応と、二つめの普及・研究・教育・行政の連携強化のため、高度かつ専門的な個別相談・支援を行う部門等を整備するとともに、「農業革新支援専門員」の制度が導入された。

「農業革新支援専門員」は、先進的な農業者からの高度かつ専門的な個別相談へ対応するとともに、関係機関の連携強化、普及組織の高度化等の推進を担うものである。

なお、関連機関の連携強化においては、「従来の県内での連携関係を超えて、国との連携や県間での連携をより一層強化していくことが必要」としている。

さらに、三つめの普及事業の機能強化には、六次産業化等国の政策課題に対応するため、①特区制度を利用し普及指導員資格を持たない政策課題に関する専門家を若干名任用できる制度導入、②普及指導員の継続的能力向上支援、を挙げた。

このうち①の専門家任用は国会に提出された特区法一部改正案が成立の上(執筆時点で審議中)、同法施行令の一部が改正され可能になる。なお、埼玉県は既に上記改正を前提に、管理栄養士と中小企業診断士の普及指導員への任用が予定されている。

4 普及事業とJA営農指導事業

ここで05年度と10年度のJAの営農指導員数、営農指導事業費(部門別損益の営農指導事業分配賦額)と普及職員数、普及事業費を比較したものが第1表である。同表をみると、JA

第1表 普及事業と営農指導事業の人員・事業費推移

(単位 人、億円、%)

		05年 (a)	10 (b)	(b/a)
普及事業(農業)	職員設置数	8,886	7,755	87.3
	事業費	713	586	82.2
JA営農指導事業	指導員数	14,385	14,459	100.5
	事業費	1,131	1,130	99.9

資料 農林水産省「総合農協統計表」[協同農業普及事業をめぐる情勢]
(注) JA営農指導事業費は部門別損益の営農指導事業分配賦額。

の営農指導員数、営農指導事業費が普及事業のそれらを大きく上回り、その差が05年に比べ拡大している。

同表からは、相対的に農業指導におけるJAのウェイトが高まってきていることがうかがえる。そして、今後も、地方財政が厳しさをますなか、普及事業の人員・体制の拡充は困難とみられ、対象となる農業者の重点化は避けられないとみられる。

一方JAは、「第26回JA全国大会議案組織協議案」のなかの「地域農業戦略」で、「担い手経営体と一体的となった生産販売戦略の実践」とともに、「多様な担い手と地域に根ざした生産販売戦略の実践」を打ち出しているように、今後も、多様な担い手への支援を継続していく。そのため、普及事業の縮小傾向が続くなか、地域農業全体の維持・活性化を図る上で、JAの営農指導事業の果たす役割はさらに大きくなる。

5 おわりに

農業振興を目指す組織として普及事業とJAの営農指導事業が取り組むべき課題は共通しており、先の「普及事業の新たな展開について」にも「市町村・JA等の農業指導担当者との連携強化」が掲げられている。

8割以上の農協で普及指導センターとの連携があるとされるが、限られた人員・体制のなか、農業者への支援機能を十分に発揮する上で両者の連携はさらに強化されるべきであろう。

(うちだ たきお)